

第 32 回農業資材審議会農薬分科会 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時： 令和 4 年 9 月 16 日（金） 15:00 ～ 16:35

場所： 農林水産省消費・安全局第 3 会議室（WEB 会議形式による開催）

2 出席委員（敬称略）

赤松美紀、梅田ゆみ、浦郷由季、小西良子、櫻井裕之、代田眞理子、
夏目雅裕、平沢裕子、本田卓、美谷島克宏、與語靖洋、天野昭子、大森茂、
小浦道子、坂真智子、住田明子、山本幸洋

4 会議の概要

（1）農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けた、アフィドピロペンを有効成分として含む農薬の新規登録に関し、「農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料 3）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）資料 3－4「薬効・薬害の試験の結果概要」のうち、対象病害虫の発生量に「少」「中」「多」など定性的な表現があるが、そのクライテリアを教えてください。

（回答）試験圃場における病害虫の発生状況については、その種類により様々であり、共通の基準は定めていない。

（質問）それは世界共通なのか。

（回答）諸外国における発生状況の判断基準は把握していない。発生量が多すぎても少なすぎても薬効を正しく評価できないので、本項目の報告を求めている。

（回答）科学的根拠について説明する際にクライテリアがあるとより理解が進むと思う。今後よろしくお願ひしたい。

（意見）本件について補足コメントしたい。日本植物防疫協会では基準となる病害虫の調査方法を定めており、試験結果については成績検討会で複数の試験結果を複数の専門家の目で確認し、専門家の御意見を伺いながらチェックしている。

（意見）複数の専門家が判断していることは重要。ある程度目安があることを知って納得した。

（質問）資料 3－2 の 27 ページ、表 9 において、小麦とその他の作物（ばれいしょ、てんさい）で、反復投与における「手散布」と「機械散布」での暴露量の値の大小が逆転しているのはなぜか。

（回答）暴露シナリオによる使用者の暴露量の推定は、面積当たりの使用量、使用

量当たりの暴露量、1日当たりの作業面積の積として算出される。作物により大小が異なるのは、暴露シナリオにおける1日に散布を行う作業面積の違いが影響していると思われる。

(2) 圃場における農薬使用者暴露試験の実施に当たって留意すべき事項について（報告）

農薬使用者安全評価部会の委員より、「圃場における農薬使用者暴露試験の実施に当たって留意すべき事項について」（資料4）に基づき、部会における検討結果を説明し、了承された。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 資料4の7ページ目左側の列の⑥に記載された吸入暴露量について、ミニポンプの吸引量等について決まりはあるのか。

(回答) 当該通知の(参考)の項に「少なくとも毎分2リットルの吸引が可能で、4時間以上連続して吸引可能なポンプを使用すること。」と記載している。

(意見) インナーでの暴露量を評価に用いるようにすべきではないか。

(回答) 今般取りまとめた「留意すべき事項」は試験実施に係る事項である。

インナーの暴露量と毒性指標を直接比較する評価方法を明確に説明した欧米のガイダンス等は確認できていない。評価方法やデータ要求について、今後欧米のガイダンスがリバイスされるなど、我が国の評価法を見直す必要が生じれば、別途、農薬使用者安全評価部会において、審議していただくこととなる。

(3) 農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会における公表文献の取扱いについて（報告）

農薬使用者安全評価部会の委員及び農薬蜜蜂影響評価部会の部会長より、「農薬使用者安全評価部会での公表文献の取扱いについて」（資料5-1）及び「農薬蜜蜂影響評価部会での公表文献の取扱いについて」（資料5-2）に基づき、それぞれの部会における公表文献の取扱いについて説明し、了承された。

(4) 農薬取締法第39条の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、酸化亜鉛を有効成分として含む農薬の新規登録並びにチオベンカルブ（別名ベンチオカーブ）、チフルザミド及びブタクロールを有効成分として含む農薬の再評価に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取について」（資料6-1）、「農薬の再評価に係る意見の聴取について」（資料6-2）、「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について（報告）」（資料6-3）及び「再評価の一般的な流れ」（参考資料7）に基づき事務局より説明し、関係する部会で審議することについて了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 資料6-3の6ページにおいて、チオベンカルブの海外情報のところに欧州では2011年失効とあるが、他の剤について情報はいいのか。

(回答) 確認できた情報について記載している。他剤では情報がなかった。水稲用の農薬なので、おそらく過去に海外での登録はないと思われる。

(5) その他

事務局より、「農薬取締法第四条第一項第十一条の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令(案)についての意見・情報の募集について」(参考資料8)に基づき、現在パブリックコメントを実施している省令(案)について説明した。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 補助成分の30物質の中には原体の不純物となり得るものも含まれているが、原体の不純物としての規制はどうするのか。

(回答) 省令案では「農薬原体を除く部分」を対象にしており、原体を製造する際の不純物については、本省令が定める基準の対象とならない。当該不純物の安全性については、農薬原体部会で評価いただく枠組みである。

(以上)